

水道のしおり



保存版

★お客さま水道情報記入欄★

◆お客様番号

	-	
--	---	--

◆水道料金お支払い月

お支払い月は2か月に1度（奇・偶数月）です。

※お住まいの地域により、水道料金のお支払い月が異なります。



水戸市 上下水道局 水道部

みとちゃん

低区配水塔



ヨーロッパ風の装飾が施された目を引くこの建物は、昭和7年にできた低区配水塔です。浄水場から下市方面に給水する中継点として造られ機能してきましたが、平成11年度をもってその役割を終えました。

昭和60年には近代水道百選に、平成8年には国の登録文化財にも選ばれました。

低区配水塔は県三の丸庁舎（旧茨城県庁）近くに 있습니다。

検針票について

◆「水道使用水量等のお知らせ」のご確認を

一般家庭の水道料金は、2 か月ごとの検針により、お支払いいただきます。また、公共下水道を利用している場合は、下水道使用料を併せてお支払いください。使用水量・料金などについて、詳しくは検針の際に投函させていただく「水道使用水量等のお知らせ」をご覧ください。

お問合わせの際はお客様番号をお知らせください。お支払い月につきましては、こちらでご確認ください。また、この冊子の表紙にお客様番号とお支払い月をメモする箇所がございますので、ご記入いただき大切に保存してください。

前回の検針日から今回の検針日までの間のご使用水量です。

通常と異なる使用状況のときやお知らせがあるときに記載します。

メータ検針に関するお問合わせは、こちらまでお願いいたします。

水道使用水量等のお知らせ

水戸市中央 1-4-1

水戸 太郎

お客様番号	123456789-123
請求年月 使用期間	令和7年12月 9月26日～11月25日
口 径	20mm
メータ番号	1-234-56-78901
用 途	一般用

指 針 及 び 水 量		今 回 請 求 予 定 金 額	
今 回 指 針	310 m ³	水 道 料 金	6,738 円
前 回 指 針	270 m ³	(内消費税(10%)等)	612 円
使 用 水 量	40 m ³	下 水 道 使 用 料	5,979 円
メータ交換時水量	m ³	(内消費税(10%)等)	543 円
今回ご使用水量	40 m ³	請求予定額	12,717 円
前 回 水 量	39 m ³	振 替 予 定 日	令和7年12月26日
前 々 回 水 量	41 m ³		
通信欄			

連絡先 水戸市水道料金等徴収業務受託者
第一環境部 水戸営業所 TEL 029-222-3256
※ このお知らせでのお支払いはできません。

事業者名 *****
登録番号 *****

今回お支払いいただく水道料金と下水道使用料の合計金額です

検針は2か月に1度行います。

検針日	検針員
令和7年11月25日	水道 太郎

※水道使用水量等のお知らせの右側にはお支払い方法によって領収書等が付いています。

※このお知らせにより直接集金にお伺いすることはございません。

※口径 40mm以上のものは1 か月に1度検針を行います。

水道料金について

◆上水道料金の算出方法

上水道の使用水量により、基本料金と従量料金の合計がお支払い金額となります。(算出した金額に1円未満の端数が生じたときは切捨てます。)

単価表<1か月につき>

(単位：円、消費税等10%を含む)

用途	メータ 口径 mm	基本料金		従量料金（1㎡あたりの単価）					
		基本 水量 ㎡	金額						
一 般 用	13	6	893.20	7～ 10㎡ 51.70	11～ 20㎡ 181.50	21～ 30㎡ 200.20	31～ 50㎡ 218.90	51～ 200㎡ 261.80	201㎡ ～ 284.90
	20		1,347.50						
	25		1,733.60						
	40		3,526.60	1～20㎡ 181.50					
	50		6,457.00						
	75		14,179.00						
	100		24,147.20						
	150		49,579.20						

(令和7年4月現在)

例：一般家庭（2か月ごとの検針及びお支払い）のお客さま（一般用、口径20mm）が、2か月で40㎡使用した場合、1か月で20㎡の使用となりますので、料金は以下のとおりとなります。

(基本料金)		1,347.50円
(従量料金 7 ~ 10㎡)	51.70円 × 4㎡	= 206.80円
+ (従量料金 11 ~ 20㎡)	181.50円 × 10㎡	= 1,815.00円
	(1か月あたり)	= 3,369.30円
3,369.30円 × 2か月	=	6,738.60円 = 6,738円

◆水道料金早見表 (2 か月)

(単位：円，消費税等10%を含む)

□径 水量	13mm	20mm	25mm
0 ~ 12 (㎡)	1,786	2,695	3,467
13	1,838	2,746	3,518
14	1,889	2,798	3,570
15	1,941	2,850	3,622
16	1,993	2,901	3,674
17	2,044	2,953	3,725
18	2,096	3,005	3,777
19	2,148	3,056	3,829
20	2,200	3,108	3,880
21	2,381	3,290	4,062
22	2,563	3,471	4,243
23	2,744	3,653	4,425
24	2,926	3,834	4,606
25	3,107	4,016	4,788
26	3,289	4,197	4,969
27	3,470	4,379	5,151
28	3,652	4,560	5,332
29	3,833	4,742	5,514
30	4,015	4,923	5,695
31	4,196	5,105	5,877
32	4,378	5,286	6,058
33	4,559	5,468	6,240
34	4,741	5,649	6,421

□径 水量	13mm	20mm	25mm
35	4,922	5,831	6,603
36	5,104	6,012	6,784
37	5,285	6,194	6,966
38	5,467	6,375	7,147
39	5,648	6,557	7,329
40	5,830	6,738	7,510
41	6,030	6,938	7,711
42	6,230	7,139	7,911
43	6,430	7,339	8,111
44	6,630	7,539	8,311
45	6,831	7,739	8,511
46	7,031	7,939	8,712
47	7,231	8,140	8,912
48	7,431	8,340	9,112
49	7,631	8,540	9,312
50	7,832	8,740	9,512
51	8,032	8,940	9,713
52	8,232	9,141	9,913
53	8,432	9,341	10,113
54	8,632	9,541	10,313
55	8,833	9,741	10,513
56	9,033	9,941	10,714
57	9,233	10,142	10,914
58	9,433	10,342	11,114
59	9,633	10,542	11,314
60	9,834	10,742	11,514

(令和 7 年 4 月現在)



◆下水道使用料の算出方法

単価表< 1 か月につき>

(単位：円，消費税等10%を含む)

上水道の使用水量により，基本料金と超過料金の合計がお支払い金額となります。(1 円未満の端数が生じたときは切捨てます。)

基本料金	超過料金	1㎡あたり
8 ㎡まで 1,170.40	9 ㎡～ 10 ㎡まで	57.20
	11 ㎡～ 20 ㎡まで	170.50
	21 ㎡～ 30 ㎡まで	182.60
	31 ㎡～ 50 ㎡まで	200.20
	51 ㎡～200 ㎡まで	225.50
	201 ㎡～	258.50

(令和 7 年 4 月現在)

例：一般家庭 (2 か月ごとの検針及びお支払い) のお客様が 2 か月で 40 ㎡使用した場合，1 か月で 20 ㎡の使用となりますので，料金は以下のとおりとなります。

(基本料金)	1,170.40 円
(超過料金 9 ～ 10 ㎡)	57.20 円 × 2 ㎡ = 114.40 円
+ (超過料金 11 ～ 20 ㎡)	170.50 円 × 10 ㎡ = 1,705.00 円
	(1 か月あたり) = 2,989.80 円
2,989.80 円 × 2 か月	= 5,979.60 円 = 5,979 円

早見表< 2 か月>

(単位：円，消費税等 10%を含む)

水量	金額	水量	金額	水量	金額	水量	金額
1 ～ 16	2,340	24	3,251	37	5,468	50	7,805
		25	3,422	38	5,638	51	7,988
		26	3,592	39	5,809	52	8,170
		27	3,763	40	5,979	53	8,353
		28	3,933	41	6,162	54	8,536
		29	4,104	42	6,344	55	8,718
17	2,398	30	4,274	43	6,527	56	8,901
18	2,455	31	4,445	44	6,710	57	9,083
19	2,512	32	4,615	45	6,892	58	9,266
20	2,569	33	4,786	46	7,075	59	9,449
21	2,740	34	4,956	47	7,257	60	9,631
22	2,910	35	5,127	48	7,440		
23	3,081	36	5,297	49	7,623		

(令和 7 年 4 月現在)

下水道使用料に関するお問い合わせ
下水道総務課 ☎ 029-232-9221

◆お支払い方法（納入通知書でのお支払いの場合）

水戸市から郵送される納入通知書をお取扱い金融機関またはコンビニエンスストアにお持ちのうえ、期限内にお支払いください。

◆スマートフォン決済アプリでのお支払い

お手元に届いた納入通知書（バーコードが印字されたもの）からスマートフォン決済アプリ（スマホアプリ）を利用して直接お支払いができます。アプリをダウンロードし、設定・登録後、納入通知書のバーコードを読み取ってお支払いください。

対象料金等：水道料金，下水道使用料，下水道事業受益者負担金

対象スマホアプリ：「Pay Pay」「Pay BJ」

※通信料はお客さまの負担となります。

※領収書は発行されませんので、二重払いにご注意ください。

◆便利な口座振替

口座振替の手続きは、預貯金通帳、通帳印、「納入通知書」または「水道使用水量等のお知らせ」をお持ちのうえ、口座のあるお取扱い金融機関またはお客様受付センターへお申込みください。

（住所・電話番号は裏表紙に記載してあります。）

なお、口座振替日は**各月26日**です。26日が土曜、日曜、または祝日の場合は口座振替日が翌営業日になります。

◆クレジットカードでのお支払い

クレジットカードでお支払いをするには、登録が必要です。申請書はお客様受付センターの窓口にあります。郵送をご希望の方は電話でお客様受付センターまでご連絡ください。

使用できるクレジットカードは、VISA、MasterCard、JCB、Diners Club、AMERICAN EXPRESSのいずれかのマークが入っているものです。

利用できるクレジットカード

以下のマークがついているクレジットカードがご利用できます。



（注意）デビットカードはご利用できません。

※なお、窓口での料金お支払いの際には、クレジットカードはご利用できません。

※転居された場合、自動継続はできませんので、改めてお申込みが必要となります。

◆検針について

一般家庭のメータの検針は、検針員が2か月ごとにお伺いします。

◆検針にご協力を

水道メータはいつも見やすく、正しい検針ができるようにしておいてください。



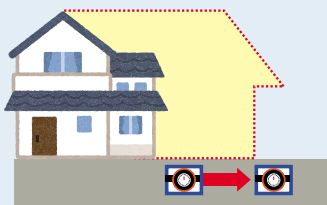
- メータボックスの中はきれいにしておいてください。



- 犬などのペットはメータボックスや出入り口から離して、つないでください。



- メータボックスの上に車を止めたり、物を置いたりしないでください。



- 家の増・改築などでメータが床下になる時は、市指定給水装置工事業者に依頼し、検針しやすい場所に移設してください。

災害に備える

◆応急給水体制について

水戸市では、以下のとおり応急給水（災害時に水を配ること）の体制を整えています。

① 組立式の仮設タンク

各市民センターに1,000Lの水が入るタンクを設置し、水戸市管工事業協同組合が水を運びます。運営は市民センターの職員等が行います。

（次ページの「仮設給水所」を参照）



② 耐震型循環式飲料水貯水槽

公園や小中学校など、市内10箇所の地下に100,000Lの水をたくわえている施設が設置されています。運営は水道部の職員等が行います。

（次ページの「給水拠点」を参照）



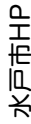
③ 千波配水池

②よりも多くの水をたくわえています。仮設タンクに水を運ぶ拠点としても使用します。運営は水道部の職員等が行います。

（次ページの「給水拠点⑩」を参照）



お配りする際には
水戸市HP、
各SNS等で
お知らせしますので、
ご確認ください。

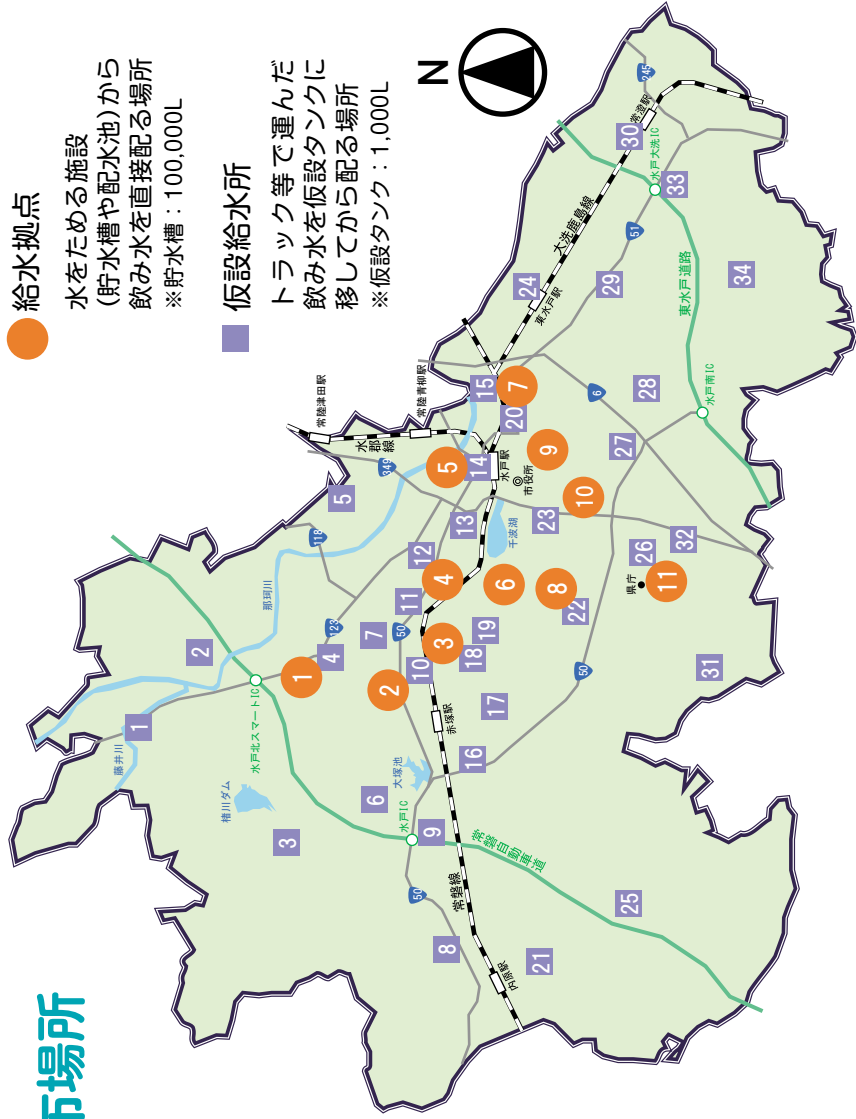


給水拠点

水をためる施設
(貯水槽や配水池)から
飲み水を直接配る場所
※貯水槽：100,000l

仮設給水所

トラック等で運んだ
飲み水を仮設タンクに
移してから配る場所
※仮設タンク：1,000L



●【給水拠点】貯水施設から飲み水を配布

1	渡里小学校	堀町468-1
2	石川小学校	石川4-4035
3	梅が丘小学校	姫子1-827-2
4	東町運動公園	緑町2-3-9
5	三の丸緑地	北見町2-11
6	偕楽園公園(四季の原)	千波町2631
7	十軒町児童公園	東台1-11-1
8	緑岡中学校	見川町2563-81
9	白梅資材置場	白梅2-11-10
10	千波配水池	千波町1508-3
11	笠原中学校	笠原町417-3

■【仮設給水所】運ばれた飲み水を配布

1	飯富 市民センター	飯富町4449-8
2	国田 市民センター	下国井町1212-4
3	山根 市民センター	全隈町78-1
4	渡里 市民センター	堀町466-7
5	柳河 市民センター	柳河町673-1
6	双葉台 市民センター	双葉台2-1-5
7	堀原 市民センター	新原1-9-16
8	妻里 市民センター	有賀町2242
9	上中妻 市民センター	大塚町1157-1
10	石川 市民センター	石川2-4243
11	常磐 市民センター	西原1-3-12

※ 移転のため変更となる可能性があります

12	新莊 市民センター	新莊2-11-2
13	五軒 市民センター	備前町6-59※
14	三の丸 市民センター	三の丸1-6-60
15	城東 市民センター	城東3-1-47
16	赤塚 市民センター	河和田3-2329-3
17	桜川 市民センター	河和田町2894-4
18	見和 市民センター	見和2-224-1
19	見川 市民センター	見川2-179-1
20	竹隈 市民センター	柳町2-5-8
21	内原 市民センター	内原町1395-6
22	緑岡 市民センター	見川町2563
23	千波 市民センター	千波町114-6
24	上大野 市民センター	吉沼町1768-2
25	鯉淵 市民センター	鯉淵町2989-2
26	笠原 市民センター	笠原町358-5
27	吉田 市民センター	元吉田町1736-5
28	酒門 市民センター	酒門町1374-6
29	稲荷第二 市民センター	栗崎町1695-4
30	下大野 市民センター	下大野町6094-1
31	寿 市民センター	平須町1636
32	吉沢 市民センター	吉沢町243-3
33	稲荷第一 市民センター	大串町2134
34	大場 市民センター	大場町2283-1

ご家庭でできる災害対策

9Lの水の備蓄

1人あたり9Lの水を備蓄しましょう。3人でお住まいの場合は27Lを備蓄しましょう。



容器の準備

給水所で飲み水を受け取るため、ポリタンクや非常用給水袋などを準備ください。



衛生用品の備蓄

非常用トイレやアルコール消毒液など水を使わない衛生用品を備蓄しましょう。



困ったときには

◆前回に比べて水道の使用量が急に増えたとき

地下や床下など、見えないところで水が漏れていることがあります。

次のようにして調べてみてください。

- ① 家にある蛇口をすべて閉める。
- ② メータのパイロットを調べる。

パイ
ロッ
ト



(直読式)

このときにパイロットが少しでも回っていたら、どこかで水が漏れています。すぐに市指定給水装置工事事業者に修理を申し込んでください。(市指定給水装置工事事業者については水戸市ホームページに一覧を掲載しています。また、お電話の場合は給水課☎029-231-4112にお問合わせください。)



←市指定給水装置工事事業者HP

◆水が出ない

近くで水道工事をする場合には、あらかじめチラシや広報車などで連絡いたします。それ以外の場合には、突発事故などが考えられます。

○自分の家だけ水が出ない

一般住宅の場合、メータボックスの中のバルブが開いているか、隣近所では水が出ているかを確認して給水課へお問合わせください。

ビルやマンションなどの場合、受水槽やポンプの故障が考えられます。管理人へ連絡してください。

◆水がにごるとき

○水が赤っぽい

水道工事などで、水道管のサビが一時的に赤い水となって流れ出すためです。しばらく流していただけるときれいになります。

○水が白っぽい

水道工事などで、水道管の中に入った空気が、無数の小さなアワとなって水にまじっているためです。しばらく流していただけるときれいになります。

◆水がにおう

水道の水は塩素という薬品で消毒していますので、塩素のにおいを感じることがあります。これは、消毒の効果（残留塩素）が残っていて、安全であるという証拠です。安心してお使いください。

どうしても気になる場合は、煮沸するか、一晩程度くみ置きをするとにおいが消えます。ただし、残留塩素はなくなってしまうのでお早めにお使いください。

◆ガタガタ音がするとき

蛇口や水道管のところで、ガタガタ音がすることがあります。これは、流れていた水が急に止まったときに、このショックで生じた異常な圧力が水道管の曲がった部分や蛇口のコマ（パッキン）にあたって振動するためで、問題はありません。

また、蛇口のコマがいたんでいても起こることがあります。この場合は、コマ（パッキン）を取替えると直ります。

◆水洗トイレの水が止まらないとき

タンクの止水栓をドライバーなどで閉めて、市指定給水装置工事事業者または器具メーカーや販売店へ修理を申し込んでください。

◆応急処置として水を止めるには

メータボックスの中にあるバルブを時計回りに回して閉めると水が止まります。

※古いバルブには閉まりにくいものがあります。そのときは無理に締め付けしないでください。

※ KR バルブ・バルブユニオンは操作中に水が出ることがありますが、しばらくすると止まります。KR バルブ・バルブユニオンは全開または全閉で操作してください。



PBバルブ(水抜きなし)



KRバルブ(水抜きあり)



バルブユニオン(水抜きあり)



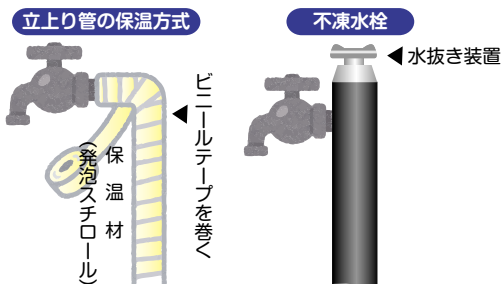
◆水道管にも冬支度を

寒さの厳しい冬が訪れ、夜に冷え込んで気温が氷点下の日が続くと、凍結による水道管の破裂が多くなります。特に風当たりの強い所や日陰、北側にある水道管やメータには早めに冬支度をしてください。

○防寒具はどうしたら

水道管に防寒具をつけていないご家庭では、早めに市指定給水装置工事業者に依頼して保温材を取り付けるようお勧めします。

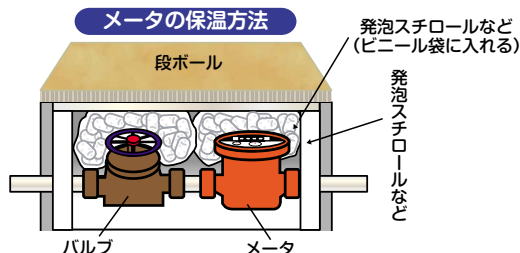
水抜き装置のついていない屋外用の立上り管は、不凍水栓（立上り管の中の水を抜いて凍結を防ぐ）に取替えるようお勧めします。



○長期外出をするとき

凍結を防ぐため、バルブを閉めて水道管の中の水を抜いてください。
※操作中に水が出ることがありますが、しばらくすると止まります。

メータは、ビニール袋に発泡スチロールや布などを詰めたものをメータボックスの中に入れ、さらに段ボールなどをのせて保温してください。



○凍って水が出ないとき

水道管や蛇口にタオルなどを巻き、蛇口を開け、その上からぬるま湯をかけ溶かしてください。直接熱い湯をかけることは、危険ですので絶対にやめてください。



◆水道工事のお申し込み

ご家庭で新設・改造・撤去などの工事を行うときは、必ず市指定給水装置工事事業者へ申し込んでください。

◆市指定給水装置工事事業者

工事を行うために必要な一定の資格を持って、水戸市の指定を受けている事業者です。

この市指定給水装置工事事業者以外の工事店での工事（蛇口やコマの取替えなどの簡易な修理を除く。）は、違反工事となります。

その場合、工事がやり直しとなったり、過料を科せられたりすることがありますので注意してください。

- ◎新設工事 新築の家などに新しく水道を引くとき
- ◎改造工事 給水管などの取替え、蛇口の数や水道メータの口径や位置を変更するとき
- ◎撤去工事 水道の使用を中止し、給水装置を取り外すとき
- ◎修繕工事 漏水や凍結などによる故障の修理

◆工事の契約

市指定給水装置工事事業者と契約するときは、あらかじめ見積書を作成してもらい、工事金額・期間・支払方法などを明確にしておきましょう。

家庭用浄水器について

おいしい水への関心が高まる中、浄水器を使う家庭も増えてきました。浄水器を利用する場合には、その特性を知り、正しい使い方をすることが大切です。かえって水質を悪化させることのないよう、衛生的に管理しましょう。また、**水戸市の職員が浄水器の販売をすることは絶対にありません。**

◆水道管から漏水しているとき

ご家庭の敷地内の水道管から漏水している場合、市指定給水装置工事業者へ修理をご依頼ください。その際、修理費用はお客様のご負担となります。あらかじめご了承ください。

なお、修理箇所によっては水道料金を減額できる場合があります。詳しくは、経理課（☎029-231-4114）へご連絡ください。

また、道路部分の水道管が漏水している場合や、漏水箇所が分からない等の場合は、給水課（☎029-231-4112）へご連絡ください。

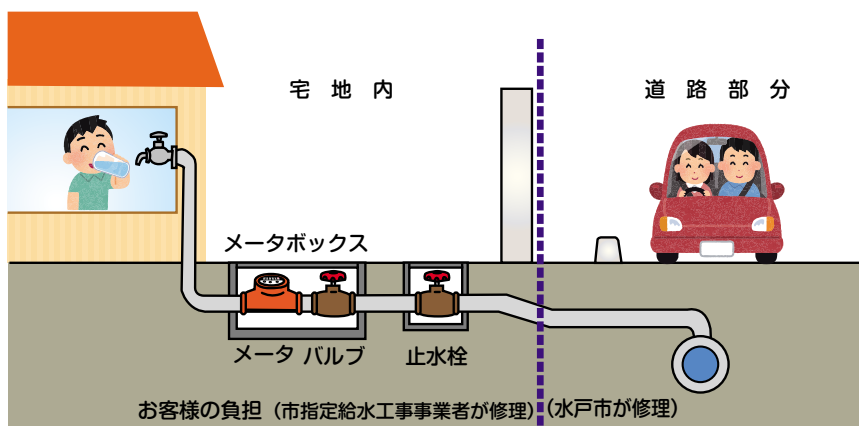
※県・市営住宅にお住まいの方は、連絡先が異なります。

下記、電話番号へご連絡ください。

茨城県住宅管理センター

【平日営業時間内：029-226-3300】

【夜 間・休 日：0120-303-440】



道路と宅地の境界線が個人と水戸市の管理区分となっています。

水道事業について

◆給水装置

道路に埋められた水道管を配水管といいます。この配水管から分かれてご家庭まで引き込まれた分水栓、給水管、止水栓、バルブ、メータ、給水栓（蛇口）などの設備や器具を総称して「給水装置」といいます。

◆給水装置はお客さま個人の財産

道路に埋められた配水管は市の所有物です。そして、この配水管から分かれた給水装置はお客さま個人の財産です。そのため、この部分の新設・改造・撤去などにかかる費用は、お客さまに負担していただくことになります。給水装置が設置されている土地や建物の所有者が、相続、贈与、売買で変わったときは「給水装置所有者変更届」により手続きを行ってください。手続き方法については給水課までお問合わせください。

給水装置は水道水を通す大切な装置ですので、水が漏れたり、汚れたりしないように十分管理しましょう。

なお、メータは水戸市が貸与している器具ですので、紛失や破損した場合には損害額を負担していただきます。

◆受水槽・高置水槽は適正な管理を

ビルやマンションなどで、水道水をいったん受水槽にためて、ポンプで高置水槽に送り各階へ届ける設備を貯水槽水道といいます。

この貯水槽水道の設置者は、利用者に安全な水を届けるため、定期的な清掃や点検、水質検査などの適正な管理をすることとなっています。



水道水を安全・安心にお届けするために

◆安心をお届け

水道水は浄水場を出た後も、配水池や末端給水栓（蛇口）などの多くの箇所で水質検査を行っており、安全性が確認されておりますので、安心してお使いいただけます。

◆水道水の水質

水戸市の水道水は、水道法に定められた水質基準を満たす、安全で良質な水道水です。浄水管理事務所では、水道水質検査結果の精度と信頼性を第三者機関から客観的に保証される「水道G L P」の認定を取得しています。これからも品質管理技術の維持・向上に努めてまいります。

◆放射性物質について

水道水に含まれる放射性物質の基準としては、放射性セシウムで10ベクレル/kg以下とする管理目標値が設定されています。水戸市の水道水は、茨城県の検査機関で毎月検査を受けており、不検出となっております。

◆PFAS（有機フッ素化合物）について

PFASと呼ばれる化学物質群が、全国において一部の井戸水や河川水で検出されています。PFASに含まれるPFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）とPFOA（ペルフルオロオクタン酸）という化学物質について有害性が指摘されており、調査・研究が進められています。

水道水では、PFOS・PFOA合算で1Lあたり50ナノグラム以下とする暫定目標値が設定されています。水戸市では3か月に1回の頻度で検査を行っており、水道水の元となる那珂川の水でも、処理後の水道水でも暫定目標値を下回っています。

最新の水質検査結果につきましては、茨城県ホームページや水戸市ホームページで公表しています。

◆独立採算制

水道事業は、経営に必要な費用のほとんどをお客さまからいただく水道料金収入でまかなっています。この仕組みを独立採算制といいます。

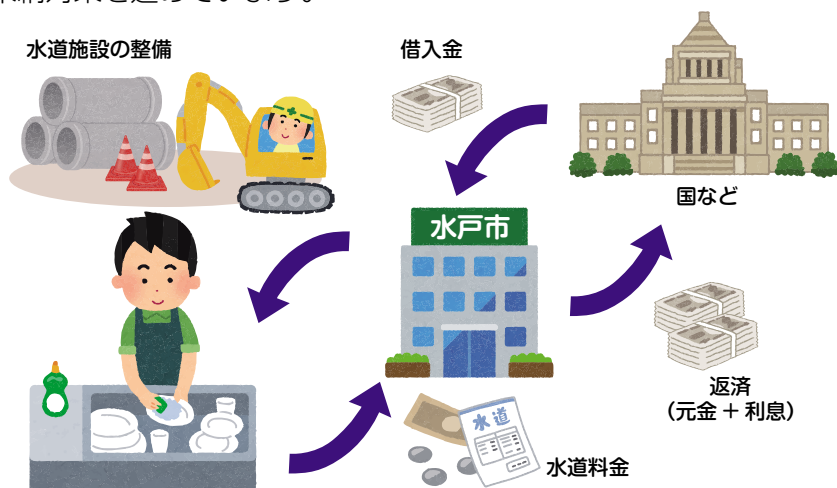
いつでも必要なときに必要なだけ水を使えるようにするには、水道施設の整備を常に行っていかなければなりません。この資金の一部は、企業債（国などからの借入金）でまかなわれます。この企業債の返済にも、水道料金収入があてられます。

このほか、水道料金収入は、水道事業に必要な費用のすべてにあてられています。

◆公平にお支払いいただくために

水道事業はお客さまからいただく水道料金で運営しているため、未納の水道料金があると、本来、水道を利用するすべてのお客さまにご負担いただく経費を、きちんとお支払いいただいたお客さまの水道料金だけでまかなうこととなり、不公平が生じてしまいます。

水道事業は水道料金収入を主たる経営財源とする企業であることから、水戸市では、お客さまに公平にお支払いいただくために、未納対策を進めています。



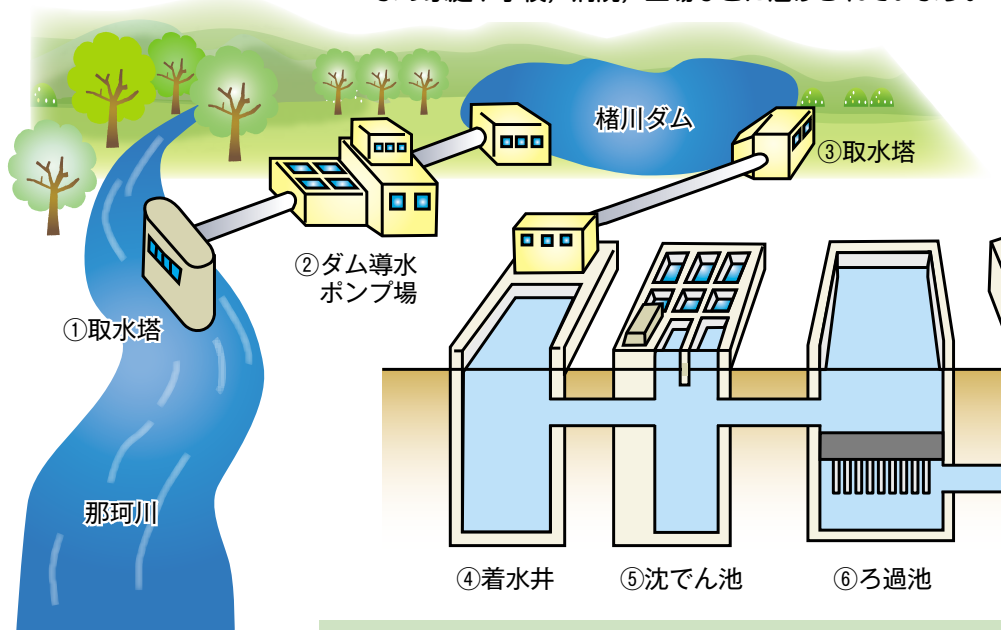
水道料金の期限内納付にご協力をお願いいたします。

水道水が できるまで

こうぞがわ

楮川ダムと 浄水場のはたらき

那珂川から取り入れられた水は、ポンプで約5キロメートルには197万立方メートルの水が貯えてあり、この水くみ上げられた原水は浄水場へ送られ、そこで皆さまが市内のほとんどの道路には水道管が埋められており、まの家庭や学校、病院、工場などに届けられています。

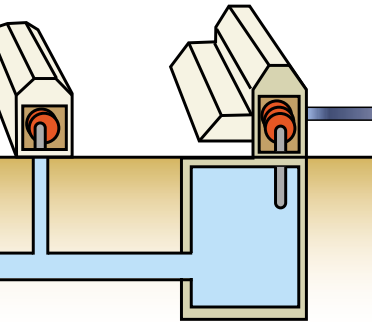


- ①取水塔 那珂川の水をポンプでくみ上げ、ダム
- ②ダム導水 取水塔から送られてきた水をポンプをポンプ場
- ③取水塔 ダムの水をポンプでくみ上げ、楮川浄
- ④着水井 ダムからくみ上げた水の量をはかった
- ⑤沈でん池 取り入れた水の中のゴミやにごりを、
- ⑥ろ過池 沈でん池を通過した水を、さらに砂や
- ⑦滅菌設備 ろ過した水に塩素を入れて消毒し、安
- ⑧送水ポンプ室 きれいになった飲料水をポンプで配水
- ⑨配水池(タンク) 飲料水を貯えておき、地形の高低を利

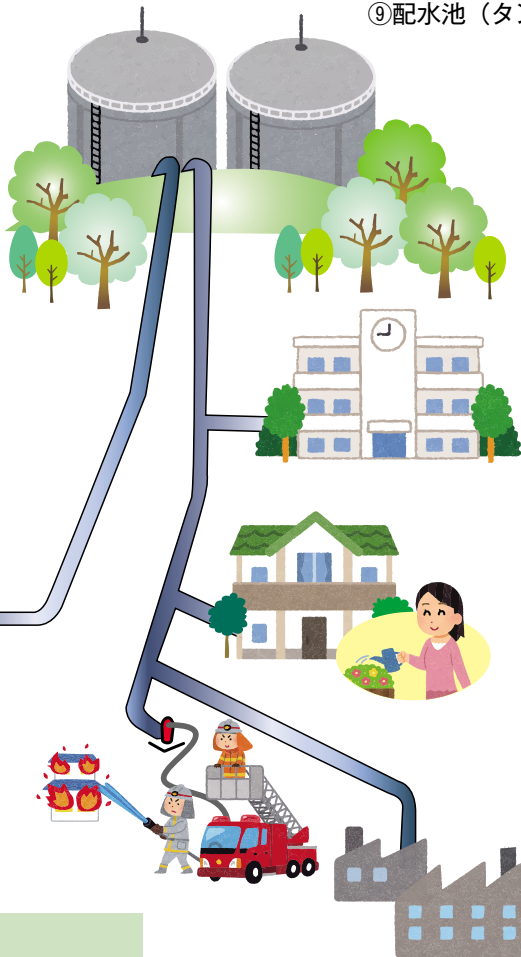
⑨配水池（タンク）

ートル先の楮川ダムへ送られます。
が飲料水になる原水です。ダムから
安心して飲める水になります。
水道水はこの水道管をとって皆さ

⑦滅菌設備



⑧送水ポンプ室



導水ポンプ場へ送ります。
使って楮川ダムへ送ります。

水場の着水井へ送ります。
り、水の流れを安定させたりします。
薬品を入れて沈でんさせ、取り除きます。
砂利の層でろ過します。
全な飲料水にします。
池へ送ります。
用して市内へ送ります。

水戸市製造ペットボトル水

「水戸水」を製造・販売しています！



水戸水



水戸市が自信を持って各ご家庭にお届けしている楮川浄水場のお水です。

本市に本拠地を置く水戸ホーリーホック、茨城口ボッツとコラボレーションしたラベルで、市民の皆さまにも大変好評のペットボトルです。



★販売取扱店について★

取り扱い店舗は「黄門茶屋」、「水戸京成百貨店」、「エクセルみなみ」、「ローソン水戸市役所店」の4店舗です。販売取扱店につきましては、最新の情報を水戸市ホームページにて掲載しております！詳しくは、「**水戸市ペットボトル水**」で検索ください。

URL：<https://www.city.mito.lg.jp/site/jougesuidou/1081.html>

◆ダムカード



ダムのことをより知っていただくために楮川ダムカードを作製しています。表面はダムの写真、裏面はダムの形式などの基本的な情報から独自の水の貯留方法などマニアックな情報までを凝縮して載せています。無償で配布しています。

配布場所：浄水管理事務所（水戸市田野町 1662-14）

◆マンホールカード



マンホールカードは、デザイン性あふれるマンホールの設置場所やデザインの由来について記載されているコレクションカードです。

水戸市のマスコットキャラクターをマンホール蓋にあしらった「みとちゃんマンホール」を作成し、下水道への興味や理解を深めていただくため、無償で配布しています。

配布場所：水戸市宮町 1-1-1 水戸観光案内所（水戸駅改札口脇）

～庁舎案内図～



令和8年4月1日より、料金窓口の所在地が変更となる場合があります。

お困りの際は庁舎までお越しください。または、水戸市ホームページをご確認ください。

庁舎：水戸市中央 1-4-1

물로 인한 곤란함에 처했을 경우는 청사로 와 주시기 바랍니다.

또는 미토시 수도부 홈페이지를 확인해 주십시오.
청사：미토시 주오 1-4-1

City Hall: 1-4-1 Chuo, Mito City
When you are in trouble with water, please come to the city office or check the Mito City website, Water Services Department.

办公楼地址：水戸市中央1-4-1
如果需要帮助或者咨询有关情况，办公楼地址咨询有关情况。或者在水戸政府水道部的网页上予以确认。

— お問い合わせ・ご相談は —

- ・水道料金や支払方法について
- ・水道の使用量やメータ検針について
- ・水道の使用開始・中止の申込み

お客様受付センター

城南1-6-10
(越川ビル1階)

☎231-4111

令和8年4月1日より、お客様受付センターの所在地が変更となる場合があります。

- ・水道の故障や修理について
- ・道路上の漏水を見つけたとき
- ・給水装置の所有者変更
- ・水道の新設・改造・撤去について
- ・市指定給水装置工事事業者について
- ・赤水やにごり、出水不良について
- ・貯水槽水道について

給水課

中央1-4-1
(庁舎6階)

☎231-4112

- ・断水工事について

水道整備課

同上

☎231-4113

- ・水道の歴史について
- ・ペットボトル水について

水道総務課

同上

☎231-4115

- ・水道水の水質検査について
- ・浄水場の見学申込み

浄水管理事務所

田野町 1662-14

☎229-7141

令和7年6月改訂

みとちゃん

